

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和5年3月14日

(1) 小型いか釣り漁業（するめいか）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格		
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（するめいか）	1	5ト以上30ト未満	定めなし	漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第1項第17号に定めるいか釣り漁業の操業禁止区域内のうち、輪島市刑部崎突端（北緯37度22.225分、東経136度46.638分）311.0度の線及び福浦港灯台（北緯37度4.665分、東経136度43.135分）270.0度の線により囲まれる海域。	4月1日から4月14日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ (2)輪島市門前町に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年未満

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年3月14日から令和5年3月20日まで

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和5年3月14日

(2) 船びき網漁業（しらす1そうびき）

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
船びき網漁業	船びき網漁業（しらす1そうびき）	2(2)	7ト未満	定めなし	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に直線で結んだ線及び石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた海域とする。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。 ア 輪島市猿山岬灯台（北緯37度19.430分、東経136度43.465分） イ ア点から270.0度4海里の点（北緯37度19.430分、東経136度38.440分）。 ウ 羽咋郡志賀町と輪島市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度13.177分、東経136度41.782分）270.0度5海里の点（北緯37度13.177分、東経136度35.521分） エ 羽咋郡志賀町海士埼灯台（北緯37度08.812分、東経136度40.237分）270.0度3.5海里の点（北緯37度08.812分、東経136度35.842分） オ 羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分、東経136度43.135分）270.0度4海里の点（北緯37度04.665分、東経136度38.119分） カ キ点から270.0度5海里の点（北緯37度00.560分、東経136度40.051分） キ 神代川河口中心の点（北緯37度00.560分、東経136度46.312分）	5月1日から7月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※ 1 (2)鳳珠郡志賀町酒見から久喜に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	1	西海

船びき網漁業	船びき網漁業（しらす1そうびき）	1 (0)	”	”	<p>次の基点18号、ア、イ、ウ及び基点第32号の各点を順次に直線で結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点第18号 加賀市新保町と小美町との境界に設置した標柱（北緯36度22.982分、東経136度22.352分）</p> <p>ア 基点第18号から317.5度の線上最大高潮時海岸線との交点から3海里の点（北緯36度25.182分、東経136度19.794分）</p> <p>イ 能美市吉原釜屋町と白山市湊町との境界に設置した基点24号（北緯36度28.303分、東経136度27.920分）から308.0度の線上最大高潮時海岸線との交点から3海里の点（北緯36度30.163分、東経136度24.977分）</p> <p>ウ 基点第32号から304.0度の線上最大高潮時海岸線との交点から3海里の点（北緯36度36.777分、東経136度31.227分）</p> <p>基点第32号 金沢市下安原町と同市専光寺町との境界に設置した標柱（北緯36度34.972分、東経136度34.527分）</p> <p>ただし、以下の4区域及び期間においては操業を禁止する。</p> <p>（手取川河口）</p> <p>次のア、イ、ウ及びエを順次に直線で結んだ線と石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>ア 石川県白山市湊町地内D I C株式会社美川工場煙突（北緯36度28.583分、東経136度28.407分）</p> <p>イ アから315.0度2,000メートルの点（北緯36度29.345分、東経136度27.464分）</p> <p>ウ エから315.0度2,600メートルの点（北緯36度30.412分、東経136度28.348分）</p> <p>エ 石川県白山市美川浜町地内上水道水源地（北緯36度29.410分、東経136度29.585分）</p> <p>5月1日から同年10月15日まで（梯川河口）</p> <p>次のア、イ、ウ及びエを順次に直線で結んだ線と石川県の最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>ア 石川県の最大高潮時海岸線上で梯川左岸導流堤との交点より加賀市側に1,100メートルの点（北緯36度24.828分、東経136度24.602分）</p> <p>イ アから315.0度1,700メートルの点（北緯36度25.477分、東経136度23.800分）</p> <p>ウ エから315.0度1,700メートルの点（北緯36度26.463分、東経136度24.797分）</p> <p>エ 石川県の最大高潮時海岸線上で梯川右岸導流堤との交点より金沢市側に1,100メートルの点（北緯36度25.815分、東経136度25.598分）</p> <p>5月1日から同年10月15日まで（共同漁業権第2号区域）</p> <p>5月1日から同年5月15日まで（共同漁業権第2号区域内であって距岸500メートル以浅の区域）</p> <p>5月16日から同年5月31日まで</p>	5月1日から10月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)白山市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	”	”	0	美川
--------	------------------	----------	---	---	--	----------------	--	---	---	---	----

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年3月14日から令和5年4月13日まで